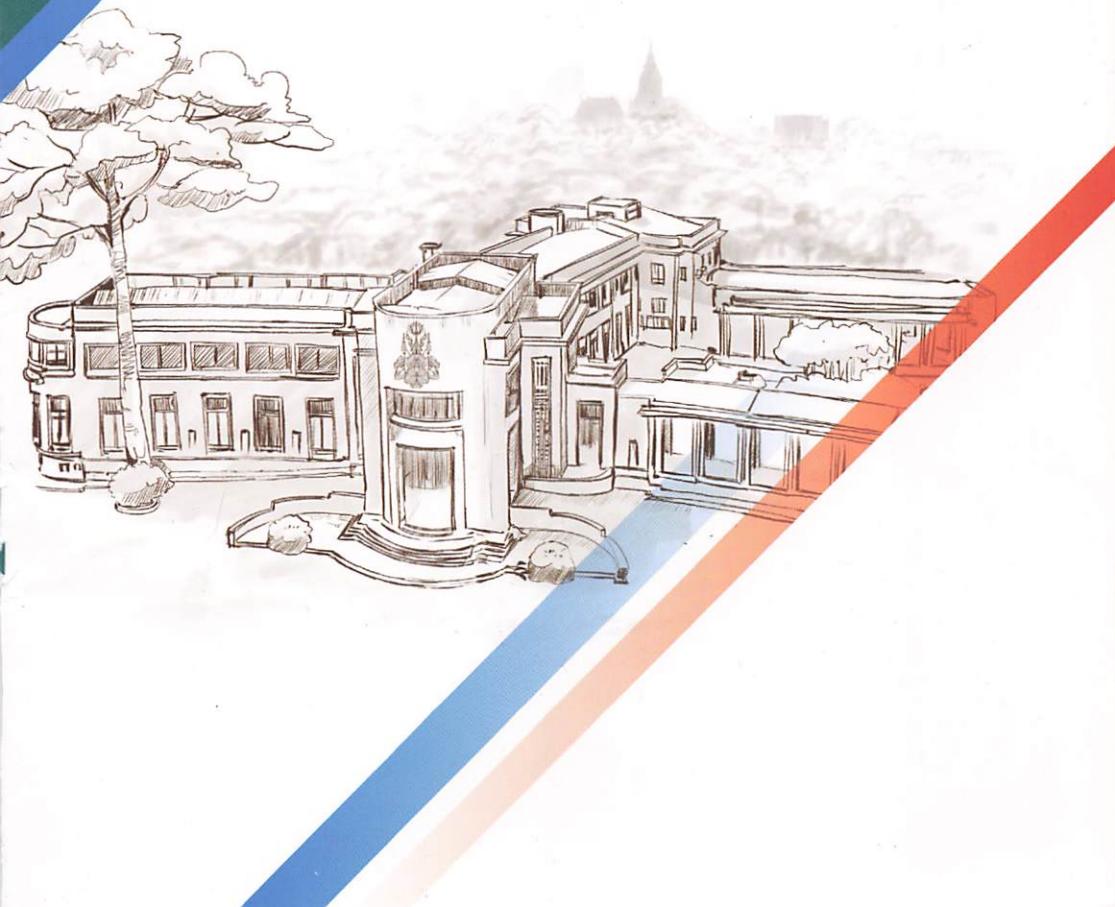




概要

投資法



新投資法の施行

2021年10月15日、カンボジア人及び外国人による質の高い投資を効果的かつ実行的に誘致・促進するための、開かれた、透明性・予測可能性が高い法的枠組みを確立することを目的として、新投資法が施行されました。

新投資法は、カンボジア開発評議会(CDC)または州・特別市投資小委員会に登録された「適格投資プロジェクト(QIP)」、「適格投資プロジェクトの拡大プロジェクト(EQIP)」及び「投資保証のみを受ける投資プロジェクト(GIP)」に適用されます。

投資優遇措置(5ページ～)

新投資法は、重要な分野・投資活動への投資を促すために、税務上の基本的・追加的・特別優遇措置を含む優遇措置を設けています。



投資保証(7ページ～)

新投資法は、投資家及びその資産の安全及び安定性を保証するための投資保証を設けています。



指針・手続き(9ページ～)

新投資法には、投資プロジェクトの登録や譲渡などの手続き等に関する基本的な指針が定められています。





新投資法における用語集

定義

投資プロジェクト

適格投資プロジェクト、適格投資プロジェクトの拡大プロジェクト及び投資保証のみを受ける投資プロジェクトを意味します。

適格投資プロジェクト(QIP)

CDCまたは州・特別市投資小委員会から登録証明書を受けた投資プロジェクトを意味します。

輸出志向型QIP

その製品の一部・全部をカンボジア王国外の購入者または受領者に販売または移転するQIPを意味します。

裾野産業QIP

その製品の一部・全部が輸出産業に供給されるQIPを意味します。

国内志向型QIP

輸出を目的としないQIPを意味し

ます。

適格投資プロジェクトの拡大プロジェクト(EQIP)

既存の生産ラインの拡大、同一製品の生産ラインの多様化による拡大、生産性の向上や環境保護を目的とした近代的技術の導入による拡大、基本的な通信サービスを提供するためのインフラの拡大を含む(その他の形態での拡大については、閣僚会議令において決定されます。)、あらゆる形態でのQIPの拡大を意味します。

投資保証のみを受ける投資プロジェクト(GIP)

CDCまたは州・特別市投資小委員会に登録され、GIPとして、税制上の優遇措置は享受せず、投資保証のみを享受することが明記されている投資プロジェクトを意味します。

投資法 第24条

以下の分野及び投資活動は投資優遇措置の対象となる。

① 革新的なハイテク産業及び研究開発

付加価値の高い製品を持つ、革新性及び高い競争力を有する新産業や
② 製造業

③ 地域及び世界の生産チェーンに貢献する産業

農業、観光業及び製造業に関する裾野産業、並びに、地域及び世界の生
④ 産チェーン並びにサプライチェーンに貢献する産業

⑤ 電気・電子産業

⑥ スペアパーツ、組立て及び取付け産業

⑦ 機械産業

⑧ 国内市場や輸出を目的とした農業、農産業、農産加工業及び食品加工業

優先分野の中小企業及びそのクラスター、並びに、工業地区及び科学技
⑨ 術革新地区の開発

⑩ 観光産業及びその他観光に関連する活動

⑪ 経済特区の開発

⑫ デジタル産業

⑬ 教育・職業訓練及び生産性の向上への投資

⑭ 健康分野への投資

⑮ 物理的なインフラの整備

⑯ 物流への投資

⑰ 環境管理・保護のための投資及び生物多様性・循環型経済の開発

⑱ グリーンエネルギー及び気候変動への順応・低減に資する技術への投資



基本的優遇措置

QIPとして登録された投資活動は、以下の内、いずれかの優遇措置を選択することができます。

オプション1：事業所得税の減免

分野・投資活動に応じて、最初に収入を得た時点から3～9年間の事業所得税の免除を受けることができます（ここにおける分野・投資活動及び事業所得税免除期間は、財政法・閣僚会議令において規定されます。）。

上記事業所得税免除期間経過後については、最初の2年間は75%、続く2年間は50%、最後の2年間は25%の事業所得税の免除を受けることができます。

更にオプション1には下記優遇措置が含まれます。

- ・事業所得税免除期間中の前払税の免除
- ・ミニマム税の免除（独立監査人による監査報告書を提出することが条件）
- ・輸出税の免除（他の法令に別段の定めがある場合を除く）

オプション2：特別償却

- ・税制上の特別償却による資本支出の控除
- ・最長9年間、特定費用について最大200%の控除を受ける権利（ここにおける分野・投資活動及び 特定費用・控除可能期間は、財政法・閣僚会議令において規定されます。）
- ・分野・投資活動に応じた期間の前払税の免除（財政法・閣僚会議令において規定されます。）
- ・ミニマム税の免除（独立監査人による監査報告書を提出することが条件）
- ・輸出税の免除（他の法令に別段の定めがある場合を除く）

上記オプション1及び2に加え、下記優遇措置を受けることができます。

- ①輸出志向型QIP及び裾野産業QIPは、建設資材、建設機器、生産設備及び生産資材について、関税、特別税及び付加価値税の免除を受けることができます。
- ②国内志向型QIPは、建設資材、建設機器及び生産設備の輸入に関して、関税、特別税及び付加価値税の免税を受けることができます（生産資材に関する優遇措置は、財政法・閣僚会議令において規定されます。）。

追加的優遇措置

QIPとして登録された投資活動は、基本的優遇措置に加え、以下の追加的優遇措置を受けることができます。

- ・QIPの実施のための生産資材の購入に関する付加価値税の免税
- ・以下の活動について課税標準から150%の控除
 - ① 研究、開発及びイノベーション
 - ② カンボジア人労働者・従業員への職業訓練・技能の提供を通じた人材育成
 - ③ 労働者・従業員のための宿泊施設、合理的価格で食事を提供する食事場所・食堂、保育所及びその他施設の建設
 - ④ 生産ラインのための機械のアップグレード
 - ⑤ 住居から工場まで移動するための快適な交通手段、宿泊施設、合理的価格で食事を提供する食事場所・食堂、保育所及びその他施設等、カンボジア人労働者・従業員に対する福利厚生
- ・閣僚会議令が定めるEQIPに対する事業所得税の免税

特別優遇措置

国家の経済発展に貢献する可能性の高い特定の分野や投資活動については、財政法が定める特別優遇措置を受けることができます。



革新的で持続可能な投資のための 広範囲な優遇措置



投資保証

新投資法第5章では、投資保証及び投資保護について規定がなされています。なお、新投資法において、「投資家」とは、CDCまたは州・特別市投資小委員会に登録された投資プロジェクトを投資する者を意味します。

投資に対する損失に関する非差別
武力紛争、内乱または緊急事態により、投資が損失を被った場合において、合理的な返還・補償に関する法律または政策が存在する場合、投資家は、返還・補償・その他の経済的救済策に関して、差別を受けることなく取り扱われます。

国籍による非差別

外国人投資家は、憲法及び現行法令に規定されている土地所有権を除き、外国籍を理由とした差別的な取り

扱いを受けることはありません。

資産の国有化の不実施

カンボジア政府は、投資家のカンボジア国内における資産に悪影響を及ぼしうる国有化措置を取りません。

収用の不実施

カンボジア政府は、公益性があり、かつ、以下の条件を満たす場合を除き、直接的または間接的に、承認された投資プロジェクトに影響を及ぼしうる収用やそれに類似した措置を取りません。

1. 措置が差別なく行われること
2. 公平かつ正当な補償が行われること
3. 現行の収用に関する法及び手続きに沿って行われること

価格統制の不実施

カンボジア政府は、投資プロジェクト

によって製造またはもたらされる製品及びサービスの価格を決定しません。

自由な外貨購入及び送金

投資家は、適用法令に従って、許可された金融中継システムを通じて自由に外貨を購入し、また、投資に伴う金融債務の弁済のために、それら通貨を本国に送金することができます。

知的財産の保護

投資家の知的財産はカンボジア王国の知的財産に関する法令に基づいて保護されます。

土地使用権

投資プロジェクトの実施を目的とした投資家の土地所有は、現行法令に基づき、カンボジア国籍を有する者にのみ認められます。投資家は、現行法令に基づき、経済的土地コンセッションまたは永借権・定期借地権を通じて土地を使用することができます。

雑則

投資家は以下の権利を有します。

1. 投資プロジェクトを管理・運営する資格を有するカンボジア人従業員を見つけることができない場合に、現行法令で定められた人数を超えない範囲で、投資プロジェクトを管理・運営するために外国人従業員を雇用する権利(なお、外国人従業員の雇用許可は、実際の状況に基づくものであり、永続的なものではありません。)
2. 投資プロジェクトの運営期間中、投資家自身、その配偶者及び未成年の子の長期滞在の一時的許可を取得する権利
3. 雇用契約期間中、外国人従業員並びにその配偶者及び未成年の子の長期滞在の一時的許可を申請する権利
4. 投資家自身及び外国人従業員の労働許可証を取得する権利

CDCまたは州・特別市投資小委員会は、投資家の要請に応じて、現行の手続に従って、長期滞在の一時的許可及び労働許可証等の申請に必要な投資家資格証明書の発行を行います。



投資プロジェクトの登録及び実施手続き

QIP、EQIPまたはGIPを実施するためには、CDCまたは州・特別市投資小委員会に申請書を提出する必要があります。新投資法は、投資プロジェクトの申請は、オンライン上で行うことができると定めています。なお、投資プロジェクト申請書には、閣僚評議令で定められた情報を付する必要があります。

次に、CDCは、ワンストップサービスの仕組みを通じて、提案書の審査・決定を行います(ここでいうワンストップサービスの仕組みとは、CDCの調整の下、関係省庁の長からの意思決定権の付与・委譲に従って、CDCに常駐する関係省庁の代表者が投資プロジェクト申請書の審査及び決定を行うという仕組みをいいます。)。

そして、申請された投資プロジェクトがネガティブリスト(別の閣僚評議令において規定されます。)に入っていない場合、CDCは20労働日以内に申請者に対して登録証明書を発行します。

詳細はCDCのホームページ(<http://www.cdc.gov.kh>)をご確認ください。
オンライン登録は[こちら](http://qip.cdc.gov.kh/login)(<http://qip.cdc.gov.kh/login>)から行うことができます。

登録証明書が発行された投資プロジェクトは直ちに実施することができます。もっとも、登録証明書の発行とは別に、法令上必要とされる許認可は取得する必要がありますので、ご注意ください。

投資プロジェクトは、法令及び登録証取得のための要件に遵守しているかどうかについて、CDCが調整を行うワンストップサービスの仕組みを通じた検査の対象となります。

投資プロジェクトを実施する投資家は、CDCが定めるスケジュールに従って、投資プロジェクトの実施に関する報告書を提出しなければなりません(報告書の雰形に関する詳細は、CDCのガイドラインで規定されています。)。

投資プロジェクトの譲渡・合併

QIPに関する権利、特権及びその他の地位は、当該投資プロジェクトの譲渡・合併による場合を除き、第三者に移転することができません。

投資プロジェクトの譲渡・合併が、現行法令に従い、かつ、CDCまたは州・特別市投資小委員会への申請書を通じて行われる場合には、優遇措置、投資保証及びそれらに付随する義務を失うことなく、これらを行うことができます（これらの詳細な手続は閣僚会議令において規定されます。）。

投資プロジェクトの取消し

以下のいずれかに該当する場合、投資プロジェクトは取り消されます（取消しの詳細な手続きについては閣僚評議令において規定されます。）。

1. QIPを継続して実施することができない場合
2. QIPを実施する法人が解散される場合
3. 現行法令が定める義務を履行しない場合
4. 環境、国防、公共の利益、国民の福祉に悪影響を及ぼす投資プロジェクトについて関連省庁・機関が求める場合、または、投資家が求める場合

投資家は、投資プロジェクトが取り消された場合であっても、税金及びその他の義務を免れることができません。

投資家は、現行の手続に従ってCDCまたは州・特別市投資小委員会に不服申立書を提出することによって、投資プロジェクトの取消しについて不服を申し立てることができます。また、不服を申し立てた投資家は、不服申立てに対する決定に不服がある場合には、管轄裁判所に訴えを提起することができます。

紛争解決

投資プロジェクトに関する投資家間の紛争は、紛争の当事者がCDCまたは州・特別市投資小委員会に書面で要請することによって、カンボジア開発評議会または州・特別市投資小委員会による調停を通じて解決することができます。

CDCまたは州・特別市投資小委員会は、調停を求める書面を受け取ってから30日以内に、適切な解決策を見出すために、投資家及びその他の関係者との間での調停を行います。

この調停が不調に終わった場合、以下の機関を通じて紛争を解決することができます。

1. 当事者間で合意した国内または国際仲裁
2. カンボジアの管轄裁判所

経過措置

1994年投資法または2003年投資法において優遇措置が認められた投資は、新投資法においてはQIPとみなされます。

1994年投資法または2003年投資法において優遇措置は認められていないが、投資保証は認められている投資は、新投資法においてはGIPとみなされます。新投資法公布以前にCDCまたは州・特別市投資小委員会によって事業所得税の免除を認められているQIPは、残りの免税期間の間、引き続き事業所得税の免税を受けることができます。

CDCは、CDCの組織及び機能に関する勅令が公布されるまでの間、引き続きその職務を遂行します。

新投資法施行の先にあるもの

投資法は、特に、デジタル産業、環境管理・保護、エネルギーの効率化、観光、職業訓練・技術の向上、物流、研究開発、インフラ整備等を含む19の投資分野及び活動のための投資優遇制度を設けることによって、外国投資を誘致するための新たな枠組みを定めています。

そして、同法の公布によって、経済基盤の多様化、イノベーションの支援及びコロナ禍における景気回復という観点から、カンボジアの競争力及び魅力が向上することが期待されています。



カンボジア開発評議会 (CDC)

住所: Government Palace, Sisowath Quay, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia

ウェブサイト: www.cdc.gov.kh

カンボジア投資委員会 (CIB)

電話: 099 799 679/098 799 679 (直通)

E-mail: helpdesk@cdc.gov.kh

info@cdc.gov.kh

ウェブサイト: www.cdc.gov.kh

中国デスク chinadesk@cdc.gov.kh

欧州デスク eudesk@cdc.gov.kh and info@eurocham-cambodia.org

日本デスク japandesk@cdc.gov.kh

韓国デスク koreadesk@cdc.gov.kh

営業時間

月曜日から金曜日

午前: 7時30分から11時30分まで

午後: 2時から5時30分まで

Facebook

ក្រសួងបច្ចេកវិទ្យាអន្តែម

The Council for the Development of Cambodia

Telegram & WhatsApp

+855 99 799 679

+855 98 799 679